

和光市 報道発表資料 令和 7 年 3 月 7 日

タイトル	東内元職員を被告とする訴訟の判決について 令和 4 年（ワ）第 9 5 9 号 損害賠償請求事件 （生活保護に係る損害賠償請求事件）
判決日	令和 7 年 3 月 7 日（金）
裁判所	さいたま地方裁判所
当事者	原告：和光市 被告：東内京一（和光市元職員）
事件の概要	本件は、平成 2 7 年当時、市の保健福祉部長兼福祉事務所長であった東内元職員が、部下の職員が生活保護受給者（以下「本件受給者」）から預かり管理していた現金等を詐取するため、本件受給者に対する保護費の返還手続及び保護の廃止手続を行わないよう指示し、保護を継続させた結果、保護費返還決定処分及び保護廃止決定処分が行われないうちに本件受給者が死亡し、市が本件受給者から保護費の返還を受けることができなくなるとともに、市が国に対して本件受給者の保護費に係る国庫負担金を返還することになった事案である。 東内元職員の行為により、平成 2 5 年 6 月 4 日から平成 2 7 年 5 月 1 6 日までに本件受給者に支給した保護費に関して発生した損害額 622 万 2,539 円に弁護士費用 62 万 2,253 円を加えた損害賠償金 684 万 4,792 円及び訴訟費用の負担を求め、令和 4 年 5 月 1 6 日に提起した訴訟である。
判決の主文	1 被告は、原告に対し、684 万 4792 円及びこれに対する令和 4 年 5 月 21 日から支払済みまで年 3%の割合による金員を支払え。 2 訴訟費用は被告の負担とする。 3 この判決は、仮に執行することができる。

判決に対する 市の見解	判決は、市の主張が全面的に認められたものであるが、控訴期間中であるため、引き続き、被告側の動きを注視しつつ、対応を検討する。
問い合わせ先 担 当 課	課 名 生活支援課 氏 名 野口 晋央 電 話 0 4 8 - 4 6 4 - 1 1 1 1 （内線 2 1 3 0）